

令和8年度石岡市木造住宅耐震改修補助金交付要綱

(令和8年3月31日石岡市告示第206号)

(趣旨)

第1条 この告示は、地震による既存木造住宅の倒壊等の被害を防止するため、耐震改修計画及び耐震改修工事を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、当該補助金の交付については、石岡市補助金等交付規則（平成17年石岡市規則第57号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）の例によるほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存木造住宅 建築確認を昭和56年5月31日以前に受けて建築した建築物であって、地上階数が2以下の戸建ての住宅（兼用住宅で延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供しているものを含む。）をいう。
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会発行による木造住宅の耐震診断と補強方法（改訂版）に基づき、建築物の地震に対する安全性を一般診断法により評価することをいう。
- (3) 耐震診断士 建築士事務所に所属する建築士で、茨城県が開催する茨城県木造住宅耐震技術者講習会又は財団法人日本建築防災協会が開催する木造住宅の耐震診断と補強方法講習会を受講した者で茨城県知事が登録した茨城県木造住宅耐震診断士をいう。
- (4) 耐震改修計画 石岡市木造住宅耐震診断士派遣事業により行った耐震診断の結果に基づき、その耐震性を向上させるために作成する改修計画をいう。
- (5) 耐震改修工事 耐震改修計画に基づき、基礎の補強並びに土台、柱、筋交い、梁、壁等の補強及び改修を行う工事をいう。
- (6) 上部構造評点 外力に対し保有する耐力の安全率に相当する評価点数であって、対象住宅の各階、各方向について算出し、当該算出した数値のうち最も小さい数値をいう。

(補助金の交付対象者等)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要

件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象建築物を所有し、自己の居住の用に供するために耐震改修計画又は耐震改修工事を行う者
- (2) 耐震診断士が行う耐震改修計画及び工事請負契約を締結して耐震改修工事を行う者
- (3) 申請日現在において市税を滞納していない者
- (4) 石岡市住宅・店舗等リフォーム支援事業補助金を利用していない者

2 補助の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する市内の既存木造住宅とする。

- (1) 石岡市木造住宅耐震診断士派遣事業により、耐震診断を受けた建築物であって、上部構造評点が1.0未満であるもの。
- (2) 耐震改修工事により、上部構造評点が0.3以上増加し、かつ、増加後の上部構造評点が1.0以上となる住宅であること。
- (3) 申請年度における募集期間中に適正に申請手続きを行い、当該年度の1月末日までに工事が完了するものであること。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、耐震改修計画又は耐震改修工事に要する額の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。ただし、当該補助金の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる額を限度とする。

区分	補助限度額
耐震改修計画に要する費用	100,000円
耐震改修工事に要する費用	500,000円から耐震改修計画に要した補助金額を除いた額

2 兼用住宅における耐震改修計画及び耐震改修工事に係る費用は、居住の用に供する部分の床面積を兼用住宅の床面積で除した数に、当該工事に要する費用の額を乗じて得た額とする。ただし、当該補助金の額は、前項の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる額を限度とする。

3 リフォーム工事を同時に行う場合は、当該リフォーム費用は補助対象外とする。

4 補助金の交付は、補助対象建築物1棟につき耐震改修計画、耐震改修工事に対してそれぞれ1回とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を申請する補助対象者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期日までに、木造住宅耐震改修補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書面を添えて市長に対し提出しなければならない。

- (1) 建物の所有を明らかにする書類
- (2) 木造住宅耐震診断士派遣事業による診断書
- (3) 見積書その他工事等に必要な費用を確認することができる書類
- (4) 納税証明書
- (5) その他市長が必要と認める書面

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等により、補助事業の目的及び内容が適正であるかを調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定をするものとする。

（交付の条件）

第7条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更（市長が定める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) その他市長が必要と認める条件

（交付の決定の通知等）

第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに、その決定の内容及びこれに付した条件を木造住宅耐震改修補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第9条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補

助事業の内容について、次に掲げる変更理由が生じた場合は、木造住宅耐震改修補助金変更申請書（様式第3号）に、変更後の書類の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金額に変更が生じるとき。
- (2) その他市長が必要と認める事項を変更するとき。

2 市長は、前項の規定により申請があった場合において、当該申請の内容が適正であると認めるときは、その承認をするものとする。この場合において、補助金の交付決定額の変更を必要とするときは木造住宅耐震改修補助金変更交付決定通知書（様式第4号）、その他にあつては木造住宅耐震改修補助金変更承認通知書（様式第5号）により補助事業者へ通知するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 申請者及び補助事業の内容の変更の申請をした者は、前2条の規定による通知を受けた場合において、補助事業の中止又は実施困難等により当該通知に係る補助金の交付の申請の取下げをするときは、市長が定める期日までに、木造住宅耐震改修補助金交付申請取下書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請の取り下げがあつたときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかつたものとみなす。

（状況報告）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行の状況に関し、補助事業者から報告を求めることができる。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、木造住宅耐震改修補助金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書面を添えて、市長に対しその定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 耐震改修計画書の写し
- (2) 工事完了報告書の写し
- (3) 工事工程写真
- (4) 工事監理報告書の写し
- (5) 契約書及び領収書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書面

(補助金の額の確定等)

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る書面等によりその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、補助金の額の確定を行ったときは、速やかに、木造住宅耐震改修補助金確定通知書(様式第8号)により、補助事業者へ通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助事業に是正の見込みがなく、補助金を交付することができないと認めるときは、速やかに、その旨を補助事業者へ連絡するものとする。

(補助金の交付)

第14条 補助事業者は、補助金の額の確定について、前条第2項の規定による通知を受けたときは、請求書により補助金の交付を請求しなければならない。

(交付の決定の取消し)

第15条 市長は、次の各号にいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を定められた目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 法令又はこれに基づく市長の処分違反したとき。
- (5) 市長が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第8条第1項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

4 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、木造住宅耐震改修補助金返納・返還命令通知書(様式第9号)により、期限を定めて、その返納又は返還を命ずるものとする。

(理由の提示)

第16条 市長は、補助金の交付の決定の取消しをするときは、当該補助事業者に対してその理由を示すものとする。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
(令和7年度石岡市木造住宅耐震改修補助金交付要綱の廃止)
- 2 令和7年度石岡市木造住宅耐震改修補助金交付要綱（令和7年石岡市告示第318号）
は、廃止する。

年 月 日

石岡市長 宛

住 所

申請者 氏 名

電 話

木造住宅耐震改修補助金交付申請書

令和8年度石岡市木造住宅耐震改修補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

補助対象建築物	建物所在地	石岡市	
	建築時期	明治・大正・昭和	年 月
	面積	1階 m ²	2階 m ²
事業の区分	1 耐震改修計画		2 耐震改修工事
補助金交付申請額	金	円	
添付書面	1 建物の所有を明らかにする書類 2 木造住宅耐震診断士派遣事業による診断書 3 見積書その他工事等に必要な費用を確認することができる書類 4 納税証明書		

第 号
年 月 日

様

石岡市長

木造住宅耐震改修補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金の交付については、令和8年度石岡市木造住宅耐震改修補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定の区分 交付 不交付
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 交付の条件
 - (1) 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。
 - (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更（市長が定める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- 4 不交付理由

年 月 日

石岡市長 宛

住 所

名 称

氏 名

木造住宅耐震改修補助金変更申請書

年 月 日付で交付決定通知のあった補助金について、補助事業を下記のとおり変更したいので、令和8年度石岡市木造住宅耐震改修補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 変更後の補助金の申請額 金 円
- 3 計画変更の理由
- 4 添付書類

変更後の書類の写し

第 号
年 月 日

石岡市長

木造住宅耐震改修補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の変更については、令和8年度石岡市木造住宅耐震改修補助金交付要綱第9条の規定により承認し、補助金の額を下記のとおり変更決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 交付条件

- (1) 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更（市長が定める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告してその指示を受けるべきこと。

様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

石岡市長

木造住宅耐震改修補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更については、令和8年度石岡市木造住宅耐震改修補助金交付要綱第9条の規定により承認したので通知します。

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

住所

氏名

電話

木造住宅耐震改修補助金交付申請取下書

年 月 日付で交付決定通知のあった木造住宅耐震改修補助金について、令和8年度石岡市木造住宅耐震改修補助金実施要綱第10条第1項の規定により、申請を取下げます。

取下げの理由

年 月 日

石岡市長 宛

住 所
名 称
氏 名

木造住宅耐震改修補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定のあった木造住宅耐震改修補助金の事業について、下記のとおり実施したので、令和8年度石岡市木造住宅耐震改修補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 添付書面
 - (1) 耐震改修計画書の写し
 - (2) 工事完了報告書の写し
 - (3) 工事工程写真
 - (4) 工事監理報告書の写し
 - (5) 契約書及び領収書の写し

年 月 日

様

石岡市長

木造住宅耐震改修補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金について、補助金実績報告書の審査結果に基づき、下記のとおり交付額を確定しましたので、令和8年度石岡市木造住宅耐震改修補助金交付要綱第13条2の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

第 号

年 月 日

様

石岡市長

印

木造住宅耐震改修補助金返納・返還命令通知書

年 月 日付けで交付決定・確定通知した補助金について、令和8年度石岡市木造住宅耐震改修補助金交付要綱第15条4項の規定により、次のとおり返納・返還するよう通知します。

記

- 1 返納・返還すべき金額 円
- 2 返納・返還期限 年 月 日
- 3 返納・返還方法 別紙返納通知書による
- 4 補助金の内容

補助金の名称	
確定通知	年 月 日付け通知（ 第 号）
補助金確定通知額	円
補助金の既交付額	円（ 年 月 日交付）
返納・返還事由	

- (1) 交付決定通知・補助金交付決定額・確定通知・補助金確定通知額は、それぞれ石岡市補助金交付規則第10条第1項の規定による補助金の交付決定の全部又は一部の取消し又は変更があった場合及び同規則第19条第1項の規定による交付決定若しくは補助金の確定の全部又は一部の取消しがあった場合は、取消し後又は変更後のものを記入すること。
- (2) 石岡市補助金交付規則第19条第1項の規定による決定の取消しに関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までに応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付することになるので、速やかに返還すること。
- (3) 補助金等の返納又は返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付することになるので、速やかに返納又は返還すること。